

習志野市立保育所私立化ガイドライン

平成26年8月

習志野市こども部こども政策課

目 次

1. 私立化ガイドラインの目的と改定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・	1 ページ
2. 保育所私立化にあたっての基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・	2 ページ
3. 私立化の方式	・ ・ ・ ・ ・	2 ページ
4. 私立化対象施設	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
5. 移管先法人	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
6. 法人の選定	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
7. 財 産	・ ・ ・ ・ ・	3 ページ
8. 私立化における法人に求める諸条件	・ ・ ・ ・ ・	3 ～ 7 ページ
9. 市の責務	・ ・ ・ ・ ・	7 ～ 9 ページ

1. 私立化ガイドラインの目的と改定の趣旨

本市では、多様な保育ニーズに対応するため、既存市立幼稚園・保育所を私立化し、公立・私立が互いの役割を分担しながら連携を図り、市全体の保育の質の向上と、サービスの拡大を図ることを目指し、平成 21 年 8 月に「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第 1 期計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定した。

第 1 期計画における袖ヶ浦第二保育所及び若松保育所の私立化にあたっては、私立化の方式及びその実施において基本となる工程や留意点などの必要事項を定めた「習志野市立保育所私立化ガイドライン」を策定して、その基本的な指針とし、平成 25 年 4 月に民間法人にその運営を完全移管した。

平成 25 年 12 月に策定した「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画 第 2 期計画」（以下、「第 2 期計画」という。）では、第 1 期計画の理念を継承するとともに、地域の子育ち・子育ての拠点となるこども園を整備すること、待機児童対策の強力な推進を図ること、老朽化施設への速やかな対応を図ることを重要な観点とした。

第 1 期計画時における、保育所運営と既存施設を併せて移管する私立化の方式（以下、「既存施設利用型」という。）とは異なり、第 2 期計画では、建築後 40 年を経過し、改築等の抜本的な対策が必要な老朽施設の建替えに伴い、国庫補助の対象となる民間活力の導入を図るとともに、建替え時の子どもの安全・安心の確保を最重要課題とし、近隣の市所有地に移転した形で、民間により施設を整備し運営する手法による私立化（以下、「民間施設整備型」という。）を 3 施設において計画した。

そのため、第 1 期計画実施時に策定したガイドラインを基本として、第 2 期計画における私立化の方式に対応するため、必要な事項について見直し、改定を行ったものである。

既存施設の私立化にあたっては、保育を継続しながら、子どもへの影響が少なく円滑な引継ぎを行うとともに、本市が市立保育所として行ってきた保育の基本的な継承及び発展を図るため、本ガイドラインを基本的な指針とし、実施するものとする。

2. 保育所私立化にあたっての基本的な考え方

私立化にあたっては、保護者との信頼関係を基本として子どもの最善の利益を保障できるよう、次の基本的な考え方のもとに進める。

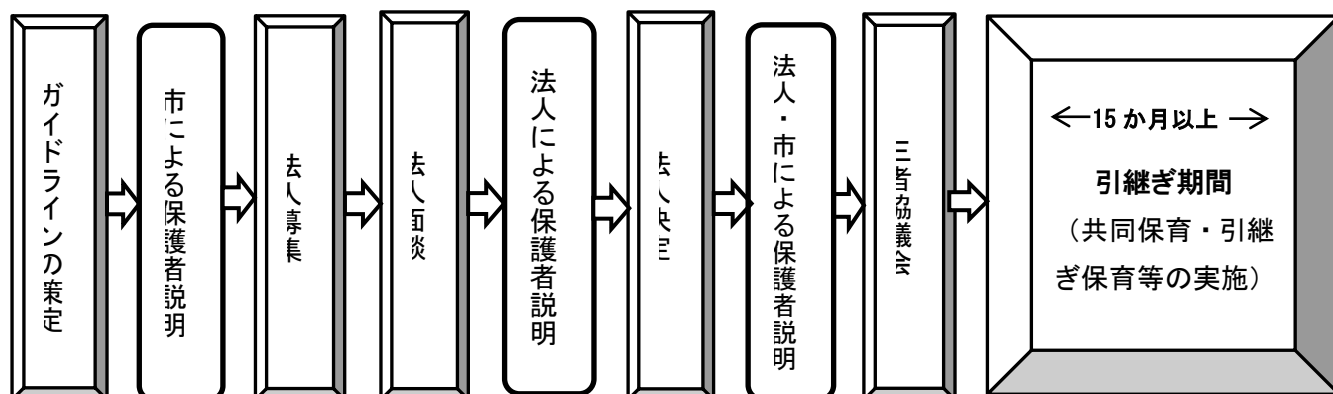
- (1) 保育の質を確保し保育サービスの向上が図れるよう、優良な法人を公募により選定する。
- (2) 私立化にあたっては、私立化対象施設の保護者へ十分な情報の提供を行い、保護者との話し合いを基本に、意見や要望に配慮しながら実施する。
- (3) 子ども達が安定して保育所生活が営めるよう、十分な引継ぎや私立化後の支援を行い、保育内容や個々の子どもの特性を踏まえた発達の援助について、段階的に引継ぐ。

3. 私立化の方式

本市では、民間事業者が自身の判断で柔軟に保育ニーズに対応し、習志野市就学前子どもの保育一元カリキュラム指針を参考としつつ、独自性のある保育が実施できるよう、完全民営化による私立化を行う。

私立化にあたっては、本ガイドラインに則り法人を公募選定し、15 か月間以上の引継ぎ期間を設け、共同保育等を行うことにより市立保育所の保育内容を継承するとともに、子ども及びその保護者との信頼関係を構築し、私立化後も安定した保育の実施を可能とする。

【私立化の流れ】



※私立化の経過の中で市、移管先法人による保護者への説明会を実施するとともに、この他、保護者の要望等必要に応じて説明会等を実施する。

※民間施設整備型の方式においては、移管先法人による施設の建築工事が相当程度完了した段階において、私立化対象施設の保護者に対する施設内覧会を実施する。

4. 私立化対象施設

私立化対象施設は「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」によるものとする。

5. 移管先法人

移管先法人は、社会福祉法人又は学校法人とする。

ただし、学校法人については社会福祉法人格を新たに取得することを妨げない。

6. 法人の選定

移管先法人は、法人選考委員会が書類審査、面接等を経て選考し、市長が決定する。

移管先法人の選定にあたっては、保護者説明会を行う。また、法人による運営方針等についての公聴会を実施し、保護者の意見や要望に配慮する。

7. 財 産

財産については、次のとおり取り扱う。ただし、土地の賃借料は、保育所運営への影響に配慮しつつ別に定めるものとし、建物及び備品の譲渡額は、資産評価、減価償却等に応じ、その額若しくは無償で譲渡することについて、私立化対象施設ごとに定める。

- ① 土地 原則有償貸与
- ② 建物 原則有償譲渡
- ③ 備品 原則有償譲渡

8. 私立化における法人に求める諸条件

移管先法人には国の定める最低基準、千葉県の設定及び運営に関する基準や本市の基準等に加え、市立保育所の私立化にあたって以下の諸条件を付す。

【1. 保 育】

- ① 保育所保育指針に準拠した保育の実施
- ② 習志野市就学前子どもの保育一元カリキュラム指針を参考とした保育の実施
- ③ 私立化対象保育所の受入れ年齢の継承
- ④ 習志野市が示す定員数での施設整備と受入れ
- ⑤ 障がい児保育の実施
- ⑥ 保育時間及び休園日

保育時間・・・ 午前 7 時から午後 6 時の 11 時間を保育時間とする。

休 園 日・・・ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、
同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を原則とする。

【2. 給 食】

- ① 完全給食の実施（月曜日から土曜日の間すべて実施すること。）

提供する給食は、当該保育所内で調理されたものとし、国の示す「日本人の食事摂取基準」を満たす給食内容とすること。

- ② アレルギー対応食の提供

- ③ おやつを提供

開所日の全ての児童におやつを提供すること。おやつは手作りおやつを原則とすること。（乳児・・・午前、午後各1回、幼児・・・午後1回）

【3. 保育士等の配置基準等】

- ① 職員数

入所児童数に応じて市立保育所の配置基準に基づく保育士等を確保すること。

- ② 経験者の確保

ア 施設長

保育士又は幼稚園教諭の資格を有する専任の施設長を配置すること。配置する施設長は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次のいずれかに該当する者であること。

- ・認可保育所又は認可保育所に準ずる集団的保育を実施する保育施設で、常勤職員としての保育経験が10年以上である者。
- ・児童福祉事業における経験年数が10年以上である者。（うち認可保育所施設長経験3年以上）なお、児童福祉事業経験年数には、地方自治体での経験を算入できる。
- ・幼稚園での実務経験12年以上で、管理職（園長・教頭）経験がある者。

イ 主任保育士

保育士資格を有する専任の主任保育士を配置すること。配置する主任保育士は次のいずれかに該当する者であること。

- ・主任保育士又はこれに相当すると認められるものとして、認可保育所等の児童福祉施設での経験が3年以上である者。
- ・認可保育所で、保育士資格を有する常勤職員としての保育経験が7年以上である者。

ウ 保育士

保育士資格を有する常勤職員としての保育経験が5年以上である者を3分の1以上配置すること。なお、保育士の資格を有していれば、幼稚園での経験年数を算入することができる。

【4. 関係機関及び地域との連携・交流】

① 関係機関との連携・交流

- ・地域の小学校や幼稚園、保育所、こども園等との連携、交流を図ること。
- ・ひまわり発達相談センター、ヘルスステーション等の子どもの成長発達を支援する関係機関との連携を図ること。

② 地域との連携・交流

- ・地域との連携を図ると共に、園庭開放等の地域の子どもや子育て家庭を支援する事業を実施するなど、地域住民との交流を図ること。
- ・地域の民生、児童委員、母子保健推進員等との連携を図ること。

【5. 苦情処理体制の整備】

① 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置

【6. 特別保育への対応】

① 延長保育の実施

午後 6 時から午後 8 時までの実施を原則とし、保育ニーズを踏まえ、市と協議のうえ最大午後 10 時までの延長保育を実施する。

※市と協議の上、保護者ニーズを踏まえた弾力的な実施を認める。

② 休日保育の実施及び一時預かり保育事業等の実施

在園児の安定した保育の実施を基本としたうえで、市との協議を経て需要に応じた休日保育、一時預かり保育等の特別保育に積極的に取り組むよう努める。

【7. 共同保育と保育の引継ぎ】

① 共同保育

本市が指定する 3 か月の共同保育期間において、指定する職種（施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員）の職員を、私立化対象施設に配置し、共同での保育を実施する。なお、配置する職員数及び期間は次のとおりとする。

職種	職員数	期間
施設長	1 名	3 か月
主任保育士	1 名	3 か月
保育士	本市が示す定員数におけるクラス数	3 か月
看護師	1 名	2 か月
栄養士	1 名	2 か月
調理員	1 名	1 か月

② 保育の引継ぎ

共同保育終了後の 1 年間に、市の配置する担当職員から保育の支援及び助言、保育の継承を受ける。なお、市の配置する担当職員と引継ぎの形態は次のとおりとする。

私立化方式	配置する担当職員	形態
既存施設利用型	・ 私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職（2 名）	市立保育所として運営業務を受託する。業務委託期間において配置された市職員とともに保育にあたりながら、保育の支援及び助言、保育の継承を受ける。
民間施設整備型	・ 私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職（専属 1 名） ・ 保育指導主事、所長経験再任用職員、栄養士等	配置された市職員から、保育の支援及び助言、保育の継承を受ける。また、市指導研修担当職員から組織的な支援を受ける。

③ 勤務の継続

共同保育を行った移管先法人の職員は、原則として業務受託期間及び私立化後も継続して当該施設に従事すること。また、民間施設整備型の手法における保育士については、共同保育期間に配置されたクラスに在籍する児童とともに移行し、原則として、次年度において児童の学齢が上がったクラスを担当すること。

④ 保育状況の公開

共同保育期間及び保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学会や法人との懇談会を行う機会を設ける。

【8. 保育の質の向上】

① 第三者評価の受審

私立化後の保育所運営における課題を把握し、質の向上への支援を目的とした第三者評価機関の福祉サービス第三者評価を受審すること。第三者評価機関の選定及び契約内容については市と協議し、初年度においては、評価機関の訪問調査に市職員を出席させること。

② 研修会への参加等

本市が実施する研修会等へ積極的に参加すること。また、園長、主任、看護師、栄養士等については、積極的な情報の共有及び交換を行うこと。

③ 職員研修の計画的な実施

本市が実施する研修会等への参加のほか、独自に職員研修を計画的に実施し、保育の質を向上させる取組みを行うこと。

【9. 保護者、市との連携】

① 三者協議会の設置

移管先法人決定後、保護者・移管先法人・市からなる三者協議会を設置し、私立化に伴う諸事項について協議し合意形成を図るとともに、解決すべき事項について協議し合意のもと対処する。また、三者協議会は私立化後も当分の間存続させること。

【10. 災害、事故等への対策】

① 入所児童の安全確保のため必要な設備や体制の整備

② 侵入者等に備えた、警察等関係機関への通報訓練の実施

③ 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網の作成

④ 消防法に規定する防火管理者の設置

⑤ 防火管理者による防火及び避難に係る計画の作成と、月 1 回以上の訓練の実施

⑥ 地震、水害等を想定した対応マニュアルの作成と、必要な訓練の実施

⑦ 感染症やそれを予防する衛生管理マニュアルの作成と、衛生的な環境の整備

⑧ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づくアレルギー疾患への対応と、実施体制の整備

【11. その他】

① 費用負担

本市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。

9. 市の責務

【1. 保護者説明】

① 情報提供

私立化の経過において当該施設の保護者に対し、適宜保護者説明会を実施すると共に、文書において情報の提供をする。

② 個別対応

保護者の要望に応じて、個別の相談や説明会を随時実施する。

【2. 保育見学会】

① 保育状況の公開

共同保育期間及び保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学や法人との懇談会を行う機会を設ける。

【3. 転所希望者への対応】

① 転所希望者への配慮

私立化を理由として他の保育所への転所を希望する方に対しては、私立化を行う年度に限り転所の決定に配慮する。

【4. 共同保育と保育の引継ぎ】

① 共同保育

3 か月の共同保育期間において、指定する職種（施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員）の移管先法人職員を、私立化対象施設に配置させ、共同での保育を実施する。

なお、配置させる職員数及び期間については、「8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ①共同保育】」のとおりとし、それに要する経費は移管先法人と協議のうえ、市が負担する。

② 保育の引継ぎ

共同保育終了後の1年間に、私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職を配置し、移管先法人への保育の支援及び助言、保育の継承を行う。

なお、配置する職員数及び形態は「8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ②保育の引継ぎ】」のとおりとする。

また、既存施設利用型の場合については、当該期間に私立化対象施設の運営を移管先法人に業務委託し、それに係る経費は、移管先法人と協議のうえ、市が負担する。

【5. 運営支援】

① 定期的な訪問

保育の引継ぎ期間を終了した後、市の保育指導主事等が定期的に保育所を訪問し、保育や保育所運営に関する事柄等について助言を移管先法人に行うとともに、相談に応じる。

【6. 課題解決】

① 調整の実施

私立化に伴い生じた課題については、市が三者協議会を通して解決に向けて必要な調整を行う。

【7. 相談窓口】

① 相談窓口の設置

私立化に伴うさまざまな課題や問題に対しては、こども部こども政策課が窓口となって、保護者からの相談に応じる。

【8. ガイドラインの履行】

① 履行の確認

市は移管先法人による保育内容を適宜確認するとともに、必要に応じて協議や調査を行うなど、ガイドラインの適切な履行のため、必要な改善・指導を行う。